

国立大学法人岡山大学職員旅費規程

平成16年4月1日

岡大規程第22号

改正 平成16年9月 1日規程第106号
平成18年3月 9日規程第 18号
平成19年9月28日規程第 69号
平成20年3月31日規程第 47号
平成22年3月31日規程第 45号
平成24年3月30日規程第 13号
平成31年3月29日規程第 71号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、職務のため旅行する国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）の役員及び職員（以下「役職員」という。）並びに役職員以外の者に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、業務の円滑な運営に資するとともに経費の適正な支出を図ることを目的とする。

2 役職員及び役職員以外の者に対し支給する旅費については、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 旅行命令権者 旅行命令又は旅行依頼を発する権限を有する学長又はその委任を受けた者をいう。
- 二 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- 三 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- 四 出張 役職員が職務のため一時その在勤事業所（常時勤務する在勤事業所のない役職員については、その住所又は居所）を離れて旅行し、又は役職員以外の者が法人の依頼を受けた業務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- 五 赴任 新たに採用された役職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤事業所に旅行し、又は異動を命ぜられた役職員がその異動に伴う移転のため旧在勤事業所から新在勤事業所に旅行することをいう。
- 六 帰住 役職員が退職し、又は死亡した場合において、その役職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
- 七 扶養親族 内国旅行にあつては役職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として役職員の収入によって生計を維持している者をいい、外国旅行にあつては役職員の配偶者及び子で主として役職員の収入によって生計を維持している者をいう。
- 八 遺族 役職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに役職員の死亡当時役職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この規程において「何級の職務」という場合には、国立大学法人岡山大学職員就業規則（平成16年岡大規則第10号）第28条第2項第1号に規定する一般職員俸給表（一）による当該級の職務及び一般職員俸給表（一）の適用を受けない者について学長が

定めるこれに相当する職務をいうものとする。

- 3 この規程において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいう。ただし、「在勤地」という場合には、在勤事業所から8キロメートル以内の地域をいう。

（旅費の支給）

第3条 役職員が出張し、又は赴任した場合には、当該役職員に対し、旅費を支給する。

- 2 役職員、その配偶者又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一 役職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該役職員

二 役職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族

三 役職員が死亡した場合において、当該役職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

四 役職員が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該役職員

五 役職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族

六 外国在勤の役職員が死亡した場合において、当該役職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

七 外国在勤の役職員の配偶者が、当該役職員の在勤地において死亡し、又は第37条第1項第1号若しくは第2号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該役職員

- 3 第1項の規定にかかわらず、役職員が出張中又は赴任中に解雇となった場合には、当該出張又は赴任にかかる旅費は、支給しない。

- 4 役職員以外の者が、法人の依頼に応じ、法人の業務を遂行又は補助するために旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

- 5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除く外、特別の定めがある場合その他費用を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

- 6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で別に定めるものを旅費として支給することができる。

- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他やむを得ない事情により仮払いを受けた旅費額（仮払いを受けなかった場合には、仮払いを受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で別に定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

一 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

二 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。なお、旅行命令簿又は旅行依頼簿の記載事項、様式その他必要な事項は別に定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、路程に応じ路線バスの旅客運賃等により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。

8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

9 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

10 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

11 旅行雑費は、外国への出張又は赴任に伴う雑費について、実費額により支給する。

12 死亡手当は、第3条第2項第5号又は第7号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

第9条 削除

第10条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第11条 1日の旅行において日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第12条 旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の支給手続)

第13条 旅費（仮払いに係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び仮払いに係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、別に定める支給に必要な書類を当該旅費を支払する者に提出しなければならない。この場合において、支給に必要な書類の全部又は一部を提出をしなかった者は、その支給に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支

給を受けることができない。

- 2 仮払いに係る旅費の支給を受けた旅行者は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除く外、当該旅行の完了した日の翌日から起算して2週間以内に、旅費の精算に必要な書類を提出しなければならない。
- 3 当該旅費を支払する者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、当該過払金の返納を通知した日の翌日から起算して30日以内に、当該過払金を返納させなければならない。

第14条 削除

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第15条 鉄道賃は、次の各号に規定する旅客運賃等（以下この条において「運賃」という。）の合計額による。

- 一 その乗車に要する運賃
- 二 急行料金を徴する列車の急行料金
- 三 職務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合（観光用列車を除く。）には、B寝台シングル相当の寝台料金
- 四 役員の職務にある者が特別車両料金を徴する列車を運行する線路による旅行をする場合には、特別車両料金
- 五 座席指定料金を徴する列車の座席指定料金

2 前項に規定する急行料金及び座席指定料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。

- 一 特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
- 二 前号に規定するもののほか、別に定める区間

(船賃)

第16条 船賃は、次の各号に規定する旅客運賃等（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）の合計額による。

- 一 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 役員の職務にある者については、上級の運賃
 - ロ 2級以上の職務にある者については、中級の運賃
 - ハ 1級の職務にある者については、下級の運賃
- 二 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 役員の職務にある者については、上級の運賃
 - ロ 10級以下の職務にある者については、下級の運賃
- 三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- 四 職務上の必要により寝台料金を必要とした場合は、現に支払った寝台料金
- 五 役員の職務にある者が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合は、特別客室料金
- 六 座席指定料金を徴する船舶の座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第17条 航空賃は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第18条 車賃は、原則として路線バスの乗車に要する旅客運賃とする。ただし、タクシー、レンタカー、共用車等を利用する場合には、別に定める。

(日当)

第19条 日当は、国立大学法人岡山大学職員旅費支給事務取扱要項（平成16年4月1日学長裁定。以下「取扱要項」という。）第14条に定める別表第3の定額による。

2 路程100キロメートル未満の旅行の場合における日当は、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り宿泊した場合を除く外、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

（宿泊料）

第20条 宿泊料は、取扱要項第14条に定める別表第3の定額による。

2 宿泊料は、車中泊、船中泊及び機中泊については支給しない。

第21条 削除

（移転料）

第22条 移転料は、次の各号に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた取扱要項第14条に定める別表第3に定める額

二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

三 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が役職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

（着後手当）

第23条 着後手当は、取扱要項第14条に定める別表第3の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

（扶養親族移転料）

第24条 扶養親族移転料は、次の各号に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額

イ 12歳以上の者については、その移転の際における役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額

ロ 12歳未満6歳以上の者については、イに規定する額の2分の1に相当する額

ハ 6歳未満の者については、その移転の際における役職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における役職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

二 前号の規定に該当する場合を除く外、第22条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

2 役職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

第25条 削除

(在勤地内旅行の旅費)

第26条 在勤地内における旅行については旅費は支給しない。ただし、第3条第4項の規定に該当する場合で、旅行命令権者が必要と認める場合は、第19条に規定する定額を上限に実費額を支給する。

(在勤地外の同一地域内旅行の旅費)

第27条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。

2 日当は第19条に規定する定額を支給する。

(退職者等の旅費)

第28条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

一 役職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

イ 退職等となった日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費

ロ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

二 役職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

2 本邦に出張中の外国在勤の役職員が第3条第2項第1号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該役職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第1号の規定に準じて計算した旅費の外、第44条第1項第3号ロ又は第4号及び第5号並びに第2項の規定に準じて計算した旅費とする。

(遺族の旅費)

第29条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

一 役職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

二 役職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 本邦に出張中の外国在勤の役職員が第3条第2項第2号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該役職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第1号の規定に準じて計算した旅費とする。

3 遺族が前2項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

4 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第24条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地(外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地)までの鉄道賃、船賃及び車賃とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「役職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第3章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第30条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、移転料並びに外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当又は本邦に到着した日までの日当については、本章に規定するところに

よる。

- 2 前項本文の場合において、第24条第1項の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新在勤地又は新居任地とみなし、本邦到着の場合にはその外国からの到着地を旧在勤地又は旧居任地とみなす。

(鉄道賃)

第31条 鉄道賃は、次の各号に規定する旅客運賃等（これらのものに対する通行税を含む。以下この条において「運賃」という。）を上限とする実費額の合計額を上限とする実費額の合計額による。

- 一 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 役員及び7級以上の職務にある者については、最上級の運賃
 - ロ 6級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃
- 二 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃
- 三 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- 四 役員及び7級以上の職務にある者が職務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、その座席の運賃
- 五 職務上の必要により急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第32条 船賃は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の各号を上限とする実費額の合計額による。

- 一 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、役員及び7級以上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、6級以下2級以上の職務にある者については役員及び7級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃、1級の職務にある者については最下級の運賃
 - ロ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、役員及び7級以上の職務にある者については中級の運賃、6級以下の職務にある者については下級の運賃
 - ハ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
- 二 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- 三 役員及び7級以上の職務にある者が職務上の必要によりあらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、その船室の運賃
- 四 職務上の必要により寝台料金を必要とした場合には、寝台料金

(航空賃及び車賃)

第33条 航空賃は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）を上限とする実費額の合計額による。

- 一 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 役員、7級以上の職務にある者及び長時間にわたる航空路による旅行として学長が定める旅行（以下「特定航空旅行」という。）をする6級又は5級の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃
 - ロ 6級以下の職務にある者（イに該当する者を除く。）については、イに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃
- 二 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 役員、7級以上の職務にある者及び特定航空旅行をする6級又は5級の職務にあ

る者については、上級の運賃

ロ 6級以下の職務にある者（イに該当する者を除く。）については、下級の運賃
三 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃
四 役員の職務にある者が職務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、その座席の運賃

2 車賃は、実費額による。

（日当及び宿泊料）

第34条 日当及び宿泊料は、旅行先の区分に応じた取扱要項第23条に定める別表第4の定額による。

2 第19条第2項、第20条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当及び宿泊料について準用する。

（移転料）

第35条 赴任の際扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下本条において同じ。）を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合の移転料は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた取扱要項第23条に定める別表第4の定額（以下本条において「定額」という。）による。ただし、次の各号に該当する場合においては、当該各号に規定する額による。

一 2人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、1人を超える者ごとにその100分の15に相当する額を加算した額

二 外国在勤の役職員が赴任を命ぜられた場合には、定額（前号の規定に該当する場合には、同号の規定により計算した額）にその100分の10に相当する額を加算した額

三 移転に伴う家財の輸送の通常経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する場合として学長が定める場合には、その運賃を参酌して、定額（前2号の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下本号において同じ。）に、水路が含まれる場合にあっては定額の100分の45に相当する額の範囲内、陸路が含まれる場合にあっては定額の100分の35に相当する額の範囲内においてそれぞれ学長が定める額に相当する額を加算した額

2 赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料は、前項（同項第1号の規定に係る部分を除く。）に規定する額の2分の1に相当する額による。

3 赴任の際扶養親族を随伴しないが第37条第1項第2号の規定に該当し扶養親族を呼び寄せる場合の移転料は、当該扶養親族の同号の許可があった日における居住地（当該扶養親族が2人以上あり、かつ、これらの者がその居住地を異にしている場合には、学長が定める扶養親族の居住地）から当該扶養親族を随伴して在勤地へ赴任したものとみなして第1項の規定を適用した場合における移転料に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで在勤地へ赴任したものとみなして前項の規定を適用した場合における移転料に相当する額を差し引いた額による。

4 第24条第2項の規定は、前3項の規定による移転料の計算について、第22条第2項の規定は、前項の規定による移転料の額の計算についてそれぞれ準用する。

（着後手当）

第36条 着後手当は、新在勤地の存する地域の区分に応じた取扱要項第23条に定める別表第4の日当定額の10日分及び宿泊料定額の10夜分に相当する額による。

（扶養親族移転料）

第37条 扶養親族移転料は、次の各号の一に該当する場合に支給する。

一 赴任の際学長の許可を受け、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴するとき。

二 外国に在勤中学長の許可を受け、同一在勤地について、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に1回限り、扶養親族を在勤地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせるとき。

三 本邦から外国に赴任後学長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内

に1回限り、扶養親族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転するとき。

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合における扶養親族移転料は、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額による。

一 配偶者については、その移転の際における役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃、旅行雑費及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額

二 12歳以上の子については、その移転の際における役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃、旅行雑費及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額

三 12歳未満の子については、前号に規定する額の2分の1に相当する額。ただし、航空賃については、その移転の際における役職員の額を限度として、現に支払った額によることができるものとする。

3 第1項第3号の規定に該当する場合における扶養親族移転料は、その旧居住地を旧在勤地と、新居住地を新在勤地とみなして第24条第1項第1号の規定に準じて計算した額による。

4 第24条第2項の規定は、前2項の規定による扶養親族移転料の計算について準用する。

第38条 削除

(旅行雑費)

第39条 旅行雑費は、別に定める。

(死亡手当)

第40条 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合には取扱要項第23条に定める別表第4の定額により、同項第7号の規定に該当する場合にはその定額の2分の1に相当する額による。ただし、旅行中に死亡した場合（死亡地が本邦である場合を除く。）には、本文の規定による額の10分の8に相当する額による。

2 役職員が第3条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当は、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する額による。

一 役職員が出張中に死亡した場合には、当該役職員の本邦における所属事業所所在地を旧在勤地とみなして第29条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額

二 役職員が赴任中に死亡した場合には、当該役職員の本邦における所属事業所を新在勤地とみなして第29条第1項第2号の規定に準じて計算した旅費の額

3 外国在勤の役職員の配偶者が第3条第2項第7号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に規定する額による。

一 配偶者が第37条第1項第1号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、役職員が死亡したものとみなして前項第2号の規定に準じて計算した額の2分の1に相当する額

二 配偶者が第37条第1項第2号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、役職員が死亡したものとみなして前項第1号の規定に準じて計算した額の2分の1に相当する額

4 第29条第3項の規定は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合において第1項又は第2項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(旅行手当)

第41条 削除

(在勤地内旅行の旅費)

第42条 第26条（移転料に関する部分を除く。）の規定は、外国の在勤地内における

旅行の旅費について準用する。

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

第43条 第27条の規定は、外国の在勤地以外の同一地域内における旅行の旅費について準用する。

(退職者等の旅費)

第44条 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- 一 外国在勤の役職員がその在勤地において退職等となった場合には、次に規定する旅費
 - イ 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料
 - ロ 退職等を知った日の翌日から3月以内に旧在勤地を出発して本邦に帰住した場合に限り、次に規定する旅費
 - 1) 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については30日分、宿泊料については30夜分をこえることができない。
 - 2) 赴任の例に準じて計算した旧在勤地から旧所属事業所所在地までの前職務相当の旅費
- 二 役職員が外国の出張地において退職等となった場合において、出張地から旧在勤地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、出張の例に準じ、かつ、出張地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費
- 三 外国在勤の役職員が本邦の出張地において退職等となった場合において、出張地から旧在勤地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、次に規定する旅費
 - イ 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの第19条第1項及び第20条第1項の規定による前職務相当の日当及び宿泊料
 - ロ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出張地を出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した出張地から旧所属事業所所在地までの前章の規定による前職務相当の旅費
- 四 外国在勤の役職員が外国又は本邦の出張地において退職等となった場合において、出張地から旧在勤地に帰った後当該退職等に伴う旅行をしたときは、次に規定する旅費
 - イ 外国の出張地から旧在勤地に帰る場合には、出張地を旧在勤地とみなして第1号イの規定に準じて計算した日当及び宿泊料
 - ロ 本邦の出張地から旧在勤地に帰る場合には、前号イの規定に準じて計算した日当及び宿泊料
 - ハ 退職等を知った日の翌日から1月以内に出張地を出発して旧在勤地に帰った場合に限り、イ又はロに規定する旅費のほか、次に規定する旅費
 - 1) 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの出張地の存する地域の区分に応じた第34条第1項又は第19条第1項及び第20条第1項の規定による前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については15日分、宿泊料については15夜分を超えることができない。
 - 2) 出張の例に準じて計算した出張地から旧在勤地までの前職務相当の旅費
 - 3) 旧在勤地に到着した日の翌日から2月以内に当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、旧在勤地に到着した日を退職等を知った日とみなして第1号ロの規定に準じて計算した旅費
- 五 外国在勤の役職員が第2号又は第3号の規定に該当する場合において、家財又は扶養親族を旧在勤地から本邦に移転する必要があるときは、当該各号に規定する旅費のほか、旧在勤地から旧所属事業所所在地までの前職務相当の移転料及び扶養親族

移転料（着後手当に相当する部分を除く。）

- 2 学長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号口、第3号口又は第4号口に規定する期間を延長することができる。
- 3 第1項第2号から第4号までの規定に該当する場合を除くほか、役職員が外国旅行の途中において退職等となった場合において第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、前2項の規定に準じ学長が定める。

（遺族の旅費）

第45条 第3条第2項第6号の規定により支給する旅費は、役職員の旧在勤地から旧所属事業所所在地までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料（着後手当に相当する部分を除く。）並びに旧所属事業所所在地を居住地とみなして第29条第4項の規定に準じて計算した旅費とする。

第4章 雑 則

（旅費の調整）

第46条 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規程又は旅費に関する関係法令の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 旅行者がこの規程又は旅費に関する関係法令の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、その都度定める旅費を支給することができる。

（旅費の特例）

第47条 役職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項の規定に該当する事由がある場合において、この規程の定めによる旅費の支給ができないとき、又はこの規程の定めにより支給する旅費が労働基準法第15条第3項の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該役職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

（端数の取扱い）

第48条 旅費の計算の過程において1円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（実施規程）

第49条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月1日から施行し、同日以降の旅行命令から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行し、平成18年4月1日以降に出発する旅行から適用する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行し、平成19年9月1日以降に出発する旅行から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行し、同日以降の旅行命令から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行し、同日以降の旅行命令から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行し、平成31年4月1日以降に出発する旅行から適用する。